

## 特定非営利活動法人

### 子育て支援ワーカーズ プチトマト定款

#### 第1章 総則

##### 第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人子育て支援ワーカーズ プチトマトと称する。

##### 第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

#### 第2章 目的及び事業

##### 第3条 (目的)

この法人は、子育て中の人が必要としている保育及び子育て家庭支援事業、暮らしやすいまちづくりのために、多様な人たちと繋がるネットワーク推進事業などを通して心豊かに子育てができる地域社会づくりを目的とする。

##### 第4条 (特定非営利活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

##### 第5条 (事業)

この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に関わる事業を行う。

- (1) 集会の会場や個人宅などでの保育事業及び子育て家庭支援事業
- (2) 子育て家庭支援に関わるネットワーク推進事業
- (3) 子育て中の親のための講演会、講座などの企画実施
- (4) 子育て家庭支援・子育てに関する情報発信及び相談
- (5) 子育て中の親子や様々な人が交流するひろば事業
- (6) 前各号の事業に付帯する事業

2 この法人は、次のその他事業を行う。

- (1) 物品の斡旋及び販売
- (2) 役務の提供

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし利益を生じた場合は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

#### 第6条 (種別)

この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 利用会員 この法人の趣旨に賛同し、利用を目的として入会した個人
- (3) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同し、運営を援助するために入会した個人及び団体

#### 第7条 (入会)

この法人に、会員として加入しようとする者は、加入申込書に会費を添えて申し込まなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。

2 加入の承認は、理事会が行う。

#### 第8条 (会費)

会員は、会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。

2 会費の種類、金額、納入方法等は、理事会で定める。

#### 第9条 (会員の資格喪失)

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき、又は正会員である団体が消滅したとき
- (3) 2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

#### 第10条 (退会)

この法人を、退会しようとする者は、退会届を理事会に提出することにより、任意に退会することができる。

#### 第11条 (除名)

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

#### 第12条 (抛出金品の不返還)

会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

### 第13条 (種別及び定数)

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上8名以下
  - (2) 監事 1名以上2名以下
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
  - 3 理事のうち、副代表理事2名以内をおくことができる。

### 第14条 (選任等)

役員は、総会において選任する。選任の方法は、総会の議決を経て別に定める。

- 2 代表理事、副代表理事は、理事の互選により定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

### 第15条 (役員職務)

代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき、又は代表理事が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款に定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

### 第16条 (任期等)

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任務を伸長する。
- 3 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### 第 17 条 (欠員補充)

理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### 第 18 条 (解任)

役員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

#### 第 19 条 (報酬等)

役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で、報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

#### 第 20 条 (職員)

この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は代表理事が任免する。

### 第 5 章 総会

#### 第 21 条 (種別)

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

#### 第 22 条 (構成)

総会は、正会員をもって構成する。

#### 第 23 条 (権能)

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 合併
- (3) 解散
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬
- (7) その他の運営に関する重要事項

#### 第 24 条 (開催)

通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求を出した時。
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった時。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があった時。

#### 第 25 条 (招集)

総会は前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があった時は、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

#### 第 26 条 (議長)

総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

#### 第 27 条 (定足数)

総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

#### 第 28 条 (議決)

総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

#### 第 29 条 (表決権等)

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員はその議事の議決に加わることはできない。

#### 第 30 条 (議事録)

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつてはその数を付記すること。)
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 6 章 理事会

### 第 31 条 (構成)

理事会は理事をもって構成する。

### 第 32 条 (権能)

理事会はこの定款で定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議するべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### 第 33 条 (開催)

理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めた時。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった時。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があった時。

### 第 34 条 (招集)

理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事は前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があった時は、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

### 第 35 条 (議長)

理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

### 第 36 条 (議決)

理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

### 第 37 条 (表決権等)

各理事の表決権は、平等となるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

### 第 38 条 (議事録)

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、又は記名押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

### 第 39 条 (資産の構成)

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### 第 40 条 (資産の区分)

この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

### 第 41 条 (資産の管理)

この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て代表理事が別に定める。

### 第 42 条 (会計の原則)

この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる次のような原則に従って行うものとする。

- (1) 正規の簿記の原則
- (2) 真実性、明瞭性の原則
- (3) 継続性の原則

#### 第 43 条 (会計の区分)

この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

#### 第 44 条 (事業計画及び予算)

この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は代表理事が作成し、総会の議決を得なければならない。

#### 第 45 条 (暫定予算)

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

#### 第 46 条 (予備費の設定及び使用)

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用する時は、理事会の議決を経なければならない。

#### 第 47 条 (予算の追加及び更正)

予算議決後にやむを得ない事由が生じた時は、理事会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### 第 48 条 (事業報告及び決算)

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録など決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なくてはならない。

2 決算上剰余金を生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。

#### 第 49 条 (事業年度)

この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

#### 第 50 条 (臨機の措置)

予算をもって定めるものの他、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとする時は、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### 第51条 (定款の変更)

この法人が定款を変更しようとする時は、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に関わる事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款変更に関する事項

### 第52条 (解散)

この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により、この法人が解散する時は、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散する時は、所轄庁の認定を得なければならない。

### 第53条 (残余財産の帰属)

この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）した時に残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

### 第54条 (合併)

この法人が合併しようとする時は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### 第55条 (公告の方法)

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、インターネットホームページや官

報に掲載して行う。

## 第10章 雑則

### 第56条 (細則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

#### 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 喜多 洋子

理事 新岡 三千代

同 佐々木 節子

同 大清水 妙子

同 渡邊 るりこ

監事 北村 美恵子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2008年度通常総会終了時までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2008年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 月会費 500円

(2) 利用会員 年会費 2,000円

(3) 賛助会員 個人 一口2,000円

団体 一口5,000円

7 この定款は、平成21年9月17日から施行する。